

完全
予約制

令和2年分 個人事業者の 所得税・消費税の確定申告個別相談会

個人事業者の方で所得金額が400万円以下の方を対象に所得税・消費税作成の個別相談会を開催します。尚、新型コロナウイルス感染症対策のため、完全予約制とさせていただきます。希望日の**3営業日前**までに電話にてお申込み下さい。

申告相談の電話予約⇒☎:098-868-3759

確定申告相談会(土日・祝日を除く)

※3/15⇒4/15へ**申告期間が延長**されました!

期 間: 令和3年 2/16(火)～4/15(木)

(注)4/15(木)は12:00終了となります。

場 所: 那覇商工会議所

予約時間

① 9:00～10:30

② 10:30～12:00

③ 13:00～14:30

④ 14:30～16:00

ご持参いただく書類

- ① 「確定申告のお知らせ」(税務署からのハガキ)
- ② 令和元年分の決算書・確定申告書(所得税・消費税)の控え
- ③ 売上・仕入・経費・棚卸・家事消費等の1年分を集計した帳簿など
- ④ 【消費税課税事業者の方】経費の各消費税区分(軽減税率8%・標準税率10%)の金額を集計した帳簿類
- ⑤ 【専従者・従業員に対して給与支払がある方】令和2年分の給与所得の源泉徴収簿
- ⑥ 源泉徴収票(年金・給与)、報酬料金の支払調書
- ⑦ 国民健康保険・国民年金・小規模企業共済等の払込証明書
- ⑧ 生命保険料(一般・介護・個人年金)、地震保険料の控除証明書
- ⑨ 住宅ローン税額控除の必要書類(対象者のみ)
- ⑩ 令和2年中に支払った10万円以上の備品・機械・車両等の明細がわかるもの
※テナント入居者(賃借人)が施した内装などの設備工事も含む
- ⑪ ふるさと納税をされた方は自治体から送付された寄付金受領証明書
- ⑫ マイナンバー又は通知カード(申告者・事業専従者・扶養親族も必要)
※通知カードの場合には事業主の本人確認書類(運転免許証・パスポート等顔写真の記載があるもの)
- ⑬ 印鑑(※認印可)

新型コロナウイルス感染症に関連する支援金を受給された方 ※事業所得(所得税)の課税対象になります。

- ⑭ 国・地方公共団体から支給された助成金・支援金・協力金(持続化給付金・家賃支援給付金等)の振込通知書(入金額が帳簿等に記載されているもの)

令和2年度に新規開業された方

- ① 税務署へ提出した届け出等(開業届・青色申告の承認申請書・青色専従者給与の届出書等)
- ② 税務署から送付された確定申告書類や申告所得税・消費税の納付書(領収済通知書)

税理士による個別相談

※不動産・株主譲渡などのご相談はこちらをお申込下さい。

日 時: 令和3年 2/25(木)・3/8(月)・3/15(月)・4/5(月) ①13:00～②14:30～

場 所: 那覇商工会議所

今回からの主な改正点 ① 基礎控除が**10万円引き上げ**になります(※所得金額の制限が追加されました)
 ② 青色申告特別控除額が**改正**されます。

	10万円控除	55万円控除	65万円控除
帳簿の形式	単式簿記	複式簿記	複式簿記
青色申告決算書 (財務諸表の作成) ※帳簿作成が必要	損益計算書 ⇒作成できる 貸借対照表 ⇒作成できない	損益計算書 ⇒作成できる 貸借対照表 ⇒作成できる	損益計算書 ⇒作成できる 貸借対照表 ⇒作成できる
新要件	変更なし	電子申告・電子帳簿保存い ずれも行わない	電子申告or 電子帳簿保存を行う

★経費や収入等申告に必要な**数字の取りまとめは各自で事前に整理しご持参ください。**

(注) 当所では、指導員による不動産や株主等の譲渡所得等のご相談・受付・指導は行っておりません。
 ご相談を希望される方は、下記の「**税理士の個別相談**」にお申込下さい。

来所の際のお願い

- ★発熱(37.5℃以上)や咳・くしゃみ等、体調不良の症状がある方は来所をご遠慮ください。
- ★マスクの着用、手指消毒、咳エチケットにご協力下さい。
- ★来所はお一人でお越し下さい。付き添いが必要な場合には、最少人数でお願いします。
- ★確定申告の個別相談のお時間は**1人あたり1時間30分**になります。
- ★筆記用具や計算機はご持参ください。

税理士による個別相談の申込書

FAX:866-5728

税理士による個別相談をご希望の方は、希望日と時間を第1希望から第3希望までを選び、①～③の番号を記載したものをFAXでお申込み下さい。担当より日程調整した上でご連絡致します。
 ※内容によって申告書作成に時間が掛かる場合がありますので、お早めにお問合せ下さい。

事業所名				代表者名	
電話番号			FAX番号		
希望日時	相談日	①13:00~14:30	②14:30~16:00	事務局欄	
第1希望⇒① 第2希望⇒② 第3希望⇒③ の記入して下さい。	① 2月25日(木)	受付終了	受付終了		
	② 3月 8日(月)				
	③ 3月15日(月)				
	④ 4月 5日(月)				
相談内容					

【税理士の個別相談会のお問合せ】 那覇商工会議所 中小企業相談部 新田 TEL:868-3759

※確定申告書等書類が必要な場合は、中小企業相談部(3階)にて配布しております。
 ※当所HPでも「確定申告の情報」を掲載中。 [こちらからどうぞ→→→→](https://nahacci.com/seminar/4597/?preview=true)
<https://nahacci.com/seminar/4597/?preview=true>
 (課税取引金額計算表の様式もダウンロードできます。)

